

2021年8月6日号

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト
<http://hibakutokenkou.net/>

レポート 「黒い雨」訴訟を考える 田代真人

半世紀近く、かくも苦しい住民運動が 「黒い雨」訴訟を支えて来た

3 頁



広島県「黒い雨・自宅介護等」原爆被害者の会連絡協議会発行の冊子「黒い雨」。左から 1982 年、1989 年、2004 年、2012 年発行。3 号から「」内は「黒い雨」のみに。

黒い雨判決の「受け入れ難い部分」という 「首相談話」の一考察

9 頁

被爆の詩人、堀場清子はどう考えたか 13 頁

同封の振替用紙は、年会費用とご寄付用の兼用です。よろしくお願ひます。

一般社団法人「被曝と健康研究プロジェクト」役員

顧問

有馬理恵 劇団俳優座女優

石塚健 医師

沢田昭二 名古屋大学名誉教授、理論物理、内部被曝研究者

曾根のぶひと 九州工業大学名誉教授

玉田文子 医師

西尾正道 北海道がんセンター名誉院長

本行忠志 大阪大学医学系研究科教授

益川敏英 ノーベル物理学賞受賞、名古屋大学特別教授・素粒子研究機構長、京都大学名誉教授

松崎道幸 北海道旭川北医院院長

矢ヶ崎克馬 琉球大学名誉教授

代表理事 田代真人 ジャーナリスト

理事 浅野真理、住田ふじえ

監事 三宅 敏文

◆ 「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください。

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表 田代真人

〒325-0302 栃木県那須町高久丙 407-997 ☎0287-76-3601

Eメール : masa03to@gmail.com

半世紀近く、かくも苦しい住民運動 が「黒い雨」訴訟を支えて来た

表題のリポートを書くにあたって、広島市佐伯区にお住いの牧野一見・原爆「黒い雨」訴訟を支援する会共同代表から、冊子4冊「黒い雨」「続黒い雨」「黒い雨 広島からの証言」「黒い雨 内部被曝の告発」をお譲りいただいた。内容は、黒い雨が降った地域の住民多数の証言、学者の論文、新聞記者の連載やレポート、活動家の文章など、どれを読んでも、「黒い雨」の事実と実体を示すものであった。それらに依拠して、このレポートはまとめたものである。改めて牧野氏と、すでに故人となられた方もおられるが、冊子に登場された各氏に深く敬意と感謝をささげる。（田代真人）

気象学者・増田善信にかみついた男

1985年8月5日、原水爆禁止世界大会国際会議。広島の「黒い雨」活動家、村上経行氏は驚いた。出席した増田善信博士・気象学者が「黒い雨」地域について、宇田雨域を基にした報告をしたのだ。

村上氏は、「あの“黒い雨”地域以外にも雨が降っているんです。厚生省は、この「卵型の降雨域」を“金科玉条”にして、私たちの被曝指定拡大の要求を拒否し続けています。その意味では私たちはこの降雨域（*宇田雨域のこと）には迷惑しています。」と発言した。

仰天した増田氏は休憩時に飛んで行き、村上氏と話しつぶれた。村上氏は開口一番、「増田さん、あなたは気象の専門家だそうですが、原爆による雨が、あんなきれいな卵型で降るもんでしょうか」と質問した。

増田氏はハッとした。「そういうれば雷のような積乱雲の時には、雨の降り方は非常に不規則な降り方をする。まして原爆のような時に、こんなきれいにまとまって降るとは考えられない」。増田氏は、村上氏に「再調査」を約束した。（冊子「続『黒い雨』」から=1989年8月6日発行、広島県「黒い雨・自宅介護等」原爆被害者の会連絡協議会=以下協議会）。



ありし日の村上氏

広島地裁・高裁判決でも引用された「増田雨域」が産声をあげるきっかけである。それは、2年後の1987年日本気象学会で「広島原爆後の“黒い雨”はどこまで降ったか」と題して報告された。

その村上経行氏は、当時69歳、冊子『黒い雨』(1982年)、「続『黒い雨』」(1989年)を発行した協議会顧問、後に事務局長。また日本共産党広島県の幹部活動家であり、自身も27歳で被爆、父を失った。「協議会」は役員だけで、広島市3つの区、4町、1村にわたった。

元祖、「黒い雨」運動家と呼ばれた男

1918年広島の軍属の家に生まれた“軍国少年”的村上氏は、早稲田大政経学部を卒業。広島鉄道局、三菱造船広島に勤務、職場に労働組合を作った「剛の者」でもあった。40代から、衆院選挙、参院選挙、知事選挙の共産党の候補者として、県下を走り回った。住民の要求を聞いて回っているうちに「黒い雨」問題に出会ったのである。



村上経行市の活動を報道する日本共産党広島県委員会機関誌「広島民報」紙のコピー。左から順に、1978年8月6日付、1979年9月9日付、1978年10月1日付（共産党広島県委員会の提供による）

以来半世紀近く、被爆者としての執念が、大柄な村上氏を奮い立たせた。1945年8月6日、米軍機「エノラ・ゲイ」は、午前8時15分、原爆「リトル・ボーイ」を投下、43秒後に炸裂した。

その時、村上経行氏はどこにいたのか。27歳、結婚したて。広島市観音町の勤務先、三菱重工広島機械製作所の自分の机についたばかりであった。

「多量のフラッシュを一度にたいたような強烈な光を浴びました。しばらくして、ものすごい爆風。私たちは脱兎のように防空壕に飛び込みました。…おそるおそる顔を出してみると、広島市の中心部あやしげなだいだい色の雲がむくむくと上がってきました。それは上りつめたところで横に広がり、きのこのようになっていきました。……

その異様な色と形にみんな茫然と見とれていきました。「みんな帰ってよし」会社の許可。工場の前の広い畑を通り抜けようとしたとき、私は思わず息をのみました。イチジクの木陰に多くの負傷者が横たわっているのです。その人たちはみな皮がむけ髪もありません

人家はことごとく火を吹き、とても町なかを通っては帰れそうもありません。己斐の山伝いに歩くことにしました。己斐についたとき、私はあまりにもものすごい惨状にぼう然と立ちつくしました。

広島市の中心部から己斐橋を渡って草津の方へぞろぞろと行列をつくる負傷者が歩いているのです。みんな皮がむけて指の先からたれさがり、顔はふくれあがってゆらゆら歩くさまは、この世のものとは思われませんでした。ふとみると、橋の欄干に背中をもたれ一人の母親が赤ん坊を抱いて座っていました。母親は顔も手もふくれあがり、上半身の皮がむけていました。その皮がむけた乳房を一生けんめい子供の口にふくませようとしているのです。子供は真っ赤にふくれ、首をがくんと後ろに落として完全に死んでいました。33年たった今もその時の光景は目の奥に深く焼きついています。

妻は、おやじは…。私は再び燃えさかる市街地へ向いました。」（「村上経行『私の八月六日』から＝前頁・広島民報・文責も）。

妻は無事だった。父は見つからず、翌朝、太田川の土手を南に下り、桜の木の下に一人血まみれの男が。瀕死の父だった。立派だったひげもなく、上

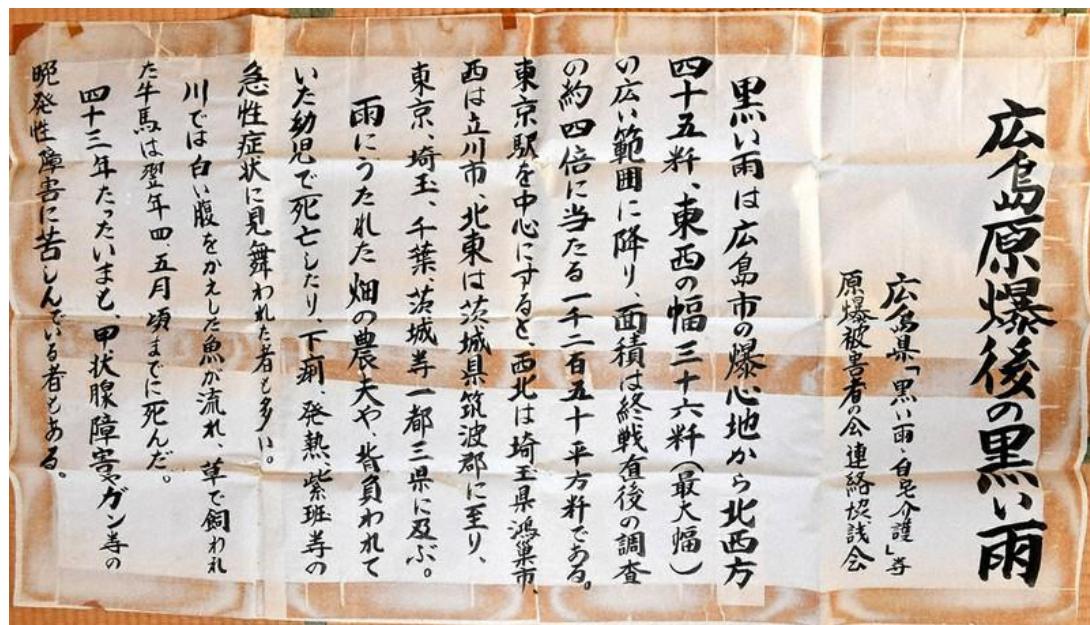
半身裸で、軍服の襟だけが首輪の様に残っていた。全力で家まで走り、義父と一緒に荷車を持ち出し、連れ帰った父は、母が疎開先で無事と喜んでいた矢先の9日、息を引きとった。

共に活動した人々は、「村上さんなくしては、『黒い雨』の運動は語れない」（牧野一見・「黒い雨」訴訟を支援する会共同代表）と、口をそろえる。

58歳の1976年8月、村上氏は共産党の衆院選一区候補者活動の中、住民要求を引っさげて上京、厚生省佐分利公衆衛生局長と交渉している。佐分利局

長は、「健康診断特別被爆地」の拡大を約束した。翌月、「大雨地域」（宇田雨域）は「特例地域」に指定された。

村上氏の「山また山」の中国



村上氏が残した直筆の文章（毎日新聞 2020年7月28日付地方版から、山田尚弘氏撮影）

山地を駆け巡る「八面六臂（はちめんろっぴ）」の活躍が始まっていた。

活動は、年表にして10年余、政府交渉、住民集会、懇談会、報告会、聞き取り、アンケート調査などなど112項目に上る。数人、10数人から200人超えまで、集まった住民は数知れず。地域拡大を求める署名は、2万人を超えた。

わかった事は、“政府の言うことは違う、黒い雨はもっと広い範囲に降っている”、この事であった。県・市議会でも共産党を中心に追及が続いた。当時の皆川恵史市議は、1987年から2011年の間に十数回の質問を重ねている。

追っかける記者たち

「黒い雨」を追っかける記者たちがいた。

「広島の原爆」というと、デルタ状の広島市街図の上に何重かの同心円を書き込んだ図を思い浮かべる人があるかもしれない。それは、せいぜい爆心から4

～5キロの、直爆による全焼、全壊、半壊などの被害をあらわしているだけで、広島の被害があの範囲と思われては困るのである。

ちなみに関東地方の地図に移し替え、仮に東京駅を爆心としてみよう。

直爆被害の及ぶ4キロの円と言えば、せいぜい山手線内に入る程度だが、45キロにも及ぶ降雨地域の北西方は、埼玉県鴻巣市、西は立川市付近にあたり北東は茨城県つくば市付近にあたる。東京、埼玉、千葉、茨城の1都3県を含む広さなのである。」（1987年、しんぶん赤旗中西英治記者レポート＝前頁の村上文書に合わせ修正）。

「その広大な地域のうち、政府が1967年に『健康診断特例地域』として認定したのは、例の卵型降雨図（*宇田雨域）の中の『大雨』地域だけ。増田博士の新しい降雨域と比べれば面積にして4分の1か5分の1だろう」（同記者レポート）。

徳永慎二記者（しんぶん「赤旗」中四国駐在）は、一部、二部合わせて65回に及ぶ連載記事を書いた。「黒い雨—降雨地域住民に被爆者手帳を」と題する記事は、「被爆から35年。…被爆者の苦しみが続いています。原爆医療法（1957年）、被爆者特別措置法（1968年）…これらの法律による援護の対象から除外されてきた人たちがいます。広島への原爆投下直後に降った放射能を含んだ『黒い雨』降雨地域の住民です。」（1回）と始まる。「燎（りょう）原の火という言葉がありますが、黒い雨の運動は、まさにそのように広がりました」（40回）と言う。

また、次のようにも書いている。

「村上経行氏は、県北の各町村で報告集会を開いていました。紅葉の山やまを越え、秋の日に輝く川のせせらぎを聞きながら…。9月11日 佐伯郡湯来町宇佐 9月24日 同堂原 9月28日 同国原 10月1日 山県郡筒賀村 10月3日 同加計町澄合 10月4日 佐伯郡湯来町和田 10月8日 同川井 10月11日 同日浦畠 11月1日 山県郡豊平町長笛、同塩明け 長笛は、爆心地から直線距離にして20数キロ。塩明けは、…約30キロで、10戸足らずの集落。『小雨』地域からさえ外れています。」（第2部8回）。

1987年からは、村上氏に増田善信博士が同行している。増田博士は、5月には、暫定の「黒い雨」地域図を発表、さらに、村上氏との共同調査を踏ま

えて完成させた論文「広島原爆後の“黒い雨”はどこまで降ったか」を、気象学会機関誌「天記」1989年2月号に発表したのである。

増田博士は言っている。

「三年半に及ぶ“黒い雨”的再調査を終えるにあたって、第一に感じたことは、（宇田雨域をつくった）宇田博士らのご苦労とその業績の偉大さでした。…第二は『黒い雨の会』を中心とした被爆者の方々の粘り強い戦いです。そのご援助がなければ、おそらくはこの調査は出来なかつたと思います。10数年に及ぶ粘り強い戦いが基礎になって、聞き取り調査やアンケートの組織が可能になったと思います。」（「黒い雨」はどこまで降ったか」=冊子「続黒い雨」所収）



2020年7月14日、広島高裁での全面勝訴判決を喜ぶ人たち

県・市の実態調査(08~10年)でも「黒い雨」は宇田雨域の4~5倍降ったと発表、政府に区域拡大を要望した。しかし政府は10年12月に検討会を発足させたものの、厚労相諮問機関「原爆被害者対策基本問題懇談会」(基本懇)の「被曝地域指定は科学的合理的根拠に基づいて行われるべき」との1980年答申を盾に、2012年区域拡大を拒否した。

業を煮やした住民たちは2015年、ついに訴訟に踏み切ったのである。

2020年7月広島地裁は、住民は「黒い雨」を国の認定雨域外で浴びたと認め被爆者健康手帳の交付を命令した。国、県、市は控訴。

2021年7月広島高裁は、一审判決を支持、さらに「黒い雨」が降った地域で、疾病がなくとも「健康被害が生ずることを否定できないものであったこと」を立証すればよく、また「内部被曝による健康被害を受ける可能性がある」と、一审判決の認定要件をより広げた画期的判決であった。

菅首相は「受け入れ難い部分がある」と言いつつ上告を断念した。上告するなど、言い続けた広島県・市も当然続いた。

牧野さんは、「国は『被爆者援護法』通りに、やればよいのです。判決は援

護法を評価しているのだから」と語気を強めた。

この事態を知ったら、村上経行氏は何を思うのだろう。

「よく頑張りましたね」というのか、それとも……。

熱情は衰えを知らなかった、という村上氏は、2011年93歳で永眠した。

住民らの、なかんずく、元祖と言える村上経行氏らの、半世紀近くに及ぶ奮戦は、とてもこの紙数で書き尽くせるものではない。願わくば、よく知る方の手で「評伝」のようなものが世に出ることを切に願うものである。それだけの価値ある闘いであると、私は思う。(了)

「黒い雨訴訟」判決の「受け入れ難い部分」という「首相談話」の一考察

「黒い雨」訴訟を巡る首相談話(全文) 2021年7月27日

上告を断念した「黒い雨」訴訟を巡る首相談話の全文は次の通り。

本年7月14日の広島高裁における「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟判決について、どう対応すべきか、私自身、熟慮に熟慮を重ねてきました。

その結果、今回の訴訟における原告の皆さんについては、原子爆弾による健康被害の特殊性に鑑み、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべきであると考えるに至り、上告を行わないこととしました。

皆さん、相当な高齢であられ、さまざまな病気も抱えておられます。そうした中で、一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能であると判断いたしました。今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来あれば受け入れ難いものです。とりわけ、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被ばくの健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相いれないものであり、政府としては容認できるものではありません。

以上の考え方の下、政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84人の原告の皆さんに被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84人の原告の皆さんと同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。

原子爆弾の投下から76年が経過しようとする今でも、多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら、被爆者の皆さんに寄り添った支援を行ってまいります。そして、再びこのような惨禍が繰り返されることのないよう、世界唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を全世界に訴えてまいります。〔共同〕

広島被爆者の黒い雨訴訟について、国・県・市は2020年7月の広島地裁判決に控訴し、2021年7月14日控訴審の広島高裁判決では上告を断念した。い

づれも、国が主導したものである。どういうことだろう。

地裁判決控訴の際、国は何と言ったか。

「加藤勝信厚生労働相（当時）は、「（地裁判決は）これまでの最高裁判決とも異なり、十分な科学的知見に基づいたとは言えない判決内容となっている」と理由を説明した。（2020.7.29 地裁判決の控訴について、8月12日の朝日デジタル版）。

高裁判決についても、田村憲久厚労相は（2021年）20日、被告の広島県と広島市が強く主張する上告見送りに慎重だった。判決について「重く受け止めるが、（放射線に関する）他のいろいろな事象に影響する問題とすれば容認しやすい」と述べた、といわれる。25日には、厚労省、法務省から広島に職員を派遣し「上告」を説得したが合意できなかった。

菅首相は2021年26日午後、会見でこう述べた。

「上告はしない。84人の原告には速やかに被爆者手帳を交付。他の同じような状況にある被爆者も検討を進める。」「ただ、受け入れ難い部分があるので、『談話』で整理したい。」

ひと言でいえば、選挙・支持率アップをもくろむ「政治決着」だろう。

しかし、そうであったとしても、半世紀近くになる被ばく住民らの闘いが勝訴し、高裁判決が確定したことは重い。

「首相談話」のキイワードは、「内部被ばくの健康影響」と「科学的な線量推計」である。どういうことか。

「黒い雨」降雨地帯は、被爆区域ではないか。と普通は思うだろう。住民・地裁・高裁は被曝している、被ばくの可能性がある。と言う。が、日本政府は、「黒い雨」が降ったことは認めても、それで「被ばく」したとは認めない。（科学的知見では）放射線量が低く、人体に影響はない、と言う。そこが、住民・判決と政府の分かれ目となっている。

実は、もう一つの被ばく訴訟「原爆被爆者認定訴訟」でも、同じ事態が起こった。2003年、それまでの個別の訴訟ではらちが明かず、被爆者住民らが集団でおこし始めた「原爆症認定集団訴訟」である。ここでも、

住民らが被ばくしたのか、していないのかが焦点となった。政府側も、住民側も学者研究者らを総動員しての「闘い」となった。住民側は、内部被曝している、その健康影響は過小評価するべきでない、と主張し、政府側は、内部被曝していても、放射線量は低く、健康影響はない、と主張した。「被団協」の2012年文書によると、全国306人の原告が17の地裁に提訴。すべての地裁で政府の認定の在り方は間違っていると指弾し、多くの原告の認定却下処分の取り消しを命じた。しかし政府は敗訴に対し、控訴を重ねた。「内部被ばく」の「健康影響」をめぐる問題は進行中なのである。

ここで被ばくの基礎にたちかえると、

被ばくには「外部被ばく」と「内部被ばく」がある。

「外部被ばく」は、人間が、放射性物質の発する放射線を体の外から浴びて生じる。「内部被ばく」は、放射性物質を、吸い込んだり、飲み込んだりして取り込むと、放射性物質は体内細胞に付着し、そこから360度の範囲で放射線を発して「体内被ばく」するのである。

この「内部被ばく」が人体にどう影響するか、小さくない、とみるか、影響ない、無視できる、とみるか、ということである。

実は、これは、広島・長崎が最初の被爆地となった直後から、アメリカ政府が日本にもたらした最大の問題点の一つだった。

アメリカ政府は、原爆投下の後、1945年9月6日帝国ホテルで連合国記者団との記者会見でマンハッタン管区調査団長ファーレル准将が「死ぬべきものは死んでしまい、9月上旬現在原爆放射能のために苦しんでいる者はいない」という声明を行い、原爆放射能の晩発性障害の存在を否定した。ファーレル准将の日本到着は8月31日（横浜）で、調査前である。広島入りは9月8日である。この声明の元となったのは、日本政府がアメリカ太平洋陸軍総司令部(GHQ/AFPAC)に提出した「広島における原子爆弾の影響に関する報告書」という日本軍の報告書。

2部構成の報告書で、第一部は「広島空襲の調査記録、45年8月13日付、13頁」であり、第二部が「広島破滅の報告（放射能について）」

(1945年8月15日付、4頁)で、4人から構成された陸軍軍医グループの報告である。調査者は、御園生圭輔軍医少佐(陸軍軍医学校)、村地孝一軍医少佐(理化学研究所)、木村一治軍医少佐(理化学研究所)、玉木英彦軍医少佐(理化学研究所)である。その報告の第一に、「一、爆心地の周辺には、人体に被害を及ぼす程度の放射能は存在していない。」とある。(笛本征男著「米軍占領下の原爆調査 加害国になった日本」新幹社1995年刊より)。

一方、国は、「黒い雨」の「論争」に決着をつけんと、1979年6月、橋本龍太郎厚生大臣(*当時)が原爆被爆者対策の基本理念及び基本的あり方について、厚生大臣の私的諮問機関「基本問題懇談会」を設置した。懇談会委員は、茅誠司東大名誉教授を座長に、大河内一男東大名誉教授、緒方彰NHK解説委員、久保田きぬ子東北学院大教授、田中二郎元最高裁判事、西村熊雄元仏大使、御園生圭輔原子力委員会委員(*肩書は当時)ら。

「基本懇」の第6回会合で、当時の北村厚生省大臣官房審議官は、「原爆残留放射能の調査結果が出ました以上、科学的には割り切っているし、これを拡大する根拠には乏しい、ということを政府の公式答弁にいたしております。」(高裁判決文91頁)と述べている。

茅座長「地域拡大というより、地域縮小すべきではないかと。」

御園生委員「はい」

80年12月11日、「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」を園田直厚生大臣(*当時)に提出した。(高裁判決文87、102頁)。報告書は、「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。」(報告10~11頁)と結論した。

1985年3月1日の衆院予算委員会第3分科会で、森下元春厚生大臣は、「原爆基本問題懇話会が指摘しているとおり、被爆地域の指定については『科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。』と答弁している。」

敗戦直後から今日まで、アメリカ追随は、放射線の分野でも続いているのであろうか。この考察の続編は次号で。

独り嘆く

堀場 清子

わたし가十四歳の八月六日 朝八時すぎ
不思議な閃光がひらめいた
南の縁側に走り出ると
地平線から五色の雲が湧き上がっていた

その雲の下にいたひとびとが
焼けただれ あるいは焼け失せ
一瞬に倒壊した建物に圧し潰されていると
知るよしもなかった

家族がみな縁側に並んだとき
衝撃がきた

二十分ほどで 祖父の病院へ
荷台に重傷者を満載したトラックが着いた
裂傷を負った血まみれのひとびとだった
二台目からが

原子の火に焼かれたひとびとだった
皮膚も衣類も ぼろぼろに垂れ下がり
一片の皮膚もない背中があった
皮膚がみな 手首にたまたま腕があった
血糊で頭を固められ 一糸まとわぬ少女がいた
頭部が白く大きく肥大した男性がいて
女のような甲高い声を出した
近づくと 黒い汚れが皮膚の名残りだった

原子の火に焼かれたひとびとを満載し
トラックは切りもなく続いた
広かった病院の あらゆる床や前庭
道路をへだて 大きなガレージにまで

瀕死の重傷者がひしめき倒れた

火傷したひとびとは 「水……水……」と 呻く
ヤカンと湯呑を手に 夜も昼もわたしは走った
伯父も叔父も とうに軍医として出征し
メスを執る医師は祖父ひとり
援ける看護婦さん数人
治療を待つ間に 死者が出る
広島の夏の 酷暑の日々
肌を接して倒れる重傷者の中へ放置できない
戸板に乗せて門から出すと
待機した警防団が河原に運び
片っ端から焼いた
……名前も知らぬままに

村の国民学校に負傷者収容所ができたのは
三日後

重症者らが移されて
わたしは三分ほど離れた家に帰った
みんな夕食が済んでいて
「あんたの分」と 茶碗が置かれた
中身はなんだったか
食べようとして
自分の手の凄まじい悪臭に気付いた
どう工夫しても 食べようとすれば手が顔に近付き
空腹なのに喉がぎゅっと絞まる
全身が同じ悪臭を放っていただろう
「お祖父さんの病院の大変な中から帰ってきた」
と 認識していたのか
幼い従兄弟を含め 誰も「臭い」と言わなかった

敗戦の前の日

親族で薪を取りに山へ行った

見晴らしのきく一本松まで登って
茫然とした
南の視界を遮っていた広島市が
忽然と消え
広島湾が光って見えた
『安芸の小富士』とよばれる似島が
愛らしい三角形を 少し傾けて

東の平野の
中国山地から瀬戸内海へ流れ入る 多くの川筋
それぞれの複雑な曲線を ありあり示し
川岸に並ぶ 無数の薄青い柱があった
高く 高く どこまでも高く 真っ直ぐに登り
天に融け入る
人を焼く煙だった

森閑として
死の莊嚴の巨大空間に わたしは凍った

「広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式」
略称「広島平和記念式典」は
占領下の一九四七年 「広島平和祭」として始まった
一九五二年「原爆死没者慰靈碑」除幕式
「平和記念公園」が開設された 一九五四年以降
遺族をはじめ市民の集う現在の式典となった
土を掘れば骨が出た そのころ
全市壊滅の痕跡に囲まれて叫んだ 歴代市長の
高らかな「平和宣言」を懷かしむ

二〇二〇年の「平和式典」直前
広島地裁で「黒い雨訴訟」が全面的勝訴となった
画期的判決に
長年苦しんできた原告は もとより
訴訟を支えて来たひとびとは喜びに湧いた

だが「式典」の五日後
被告の立場とされる市と県は
国の圧力に屈し 控訴した
メディアは「苦渋の決断」と書き 肯定した

原爆死没者への慰靈と核兵器廃絶を訴え
世界の恒久平和を願う「平和宣言」と控訴とは
完璧に亀裂 背理する
だが それを問う声は挙がらない

「平和宣言」は
罪なくして煙と化した人々に捧げる
ただ一輪の供華である
全世界の誰ひとり 汚すことは許されない

来る八月
広島市民は 拒否しないのか
控訴した市長が「平和宣言」に汚泥を注ぐ光景を
被爆者たちは なんと聞くのか

わたしは 独り叫ぶ
怒りのほのお はてもなく

独り嘆く (「いのちの籠」第48号=2021年6月発行=より)

注

詩人、堀場清子さんは、「黒い雨」広島地裁判決を国におしきられて、県、市が控訴したことについて、朝日新聞の広島総局宮崎園子記事が『苦汁の決断』と書いたことに憤慨した。同紙にコメント「『黒い雨』への控訴が『平和宣言』を汚した」を送ったが掲載されず。雑誌「世界」に投稿、2020年12月「読者談話室」に掲載された。

この間、友人等に「気持ち」を伝えると、
石川 旺 上智大名誉教授（作家・石川達三氏長男）、高草木 光一 慶應大経済学部教授から、応じる返事があったという。

詩 「独り嘆く」
には、そういう堀場清子さんの気持ちがこもっている。